

中城村地域公共交通協議会規約（案）

令和 6 年 月 日制定

（目的）

第 1 条 中城村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、村内の地域住民の生活交通の確保と自立した日常生活及び社会生活に寄与するため、地域公共交通計画の策定等及び村内の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1 中城村役場内に置く。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第 4 条 協議会の委員は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 委員は、協議会に代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者及び公募による委員にあつては代理の者を出席させることはできない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

（役員）

第 6 条 協議会に会長をおき、中城村副村長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって会議の議決を行うことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、中城村企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

別表

中城村地域公共交通協議会構成員名簿

	役職名	所属	区分
1	委員	那覇バス株式会社	関係する公共交通事業者等
2	委員	東陽バス株式会社	
3	委員	一般社団法人沖縄県バス協会	
4	委員	株式会社共友タクシー	
5	委員	一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会	
6	委員	内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所	道路管理者
7	委員	沖縄県土木建築部中部土木事務所	公安委員会
8	委員	宜野湾警察署	
9	委員	中城村老人クラブ連合会	
10	委員	社会福祉法人中城村社会福祉協議会	
11	委員	中城村PTA連合会	
12	委員	中城村校長会	
13	委員	公募住民（4人以内）	
14	委員	琉球大学	学識経験者
15	委員	内閣府沖縄総合事務局運輸部	行政機関（国）
16	委員	沖縄県企画部	行政機関（県）
17	会長	中城村副村長	行政機関（村）
18	事務局	中城村企画課	
19	事務局	中城村その他関係課	